

27 監査報告第8号

平成27年11月26日

千葉市議会議長 向 後 保 雄 様

千 葉 市 長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員 清 水 謙 司

同 宮 原 清 貴

同 村 尾 伊佐夫

同 森 茂 樹

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第 1 期財務定期監査結果報告

1 監査の対象

保健福祉局、稲毛区役所、若葉区役所

2 監査の範囲

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

3 監査の期間

平成 27 年 8 月 1 日から平成 27 年 11 月 25 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、合规性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、調定・徴収関係書、支出負担行為伺書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。
- ・ 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした局等の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(1) 収入事務

ア 斎場における使用料の減免を適正に行うべきもの（保健福祉局）

決裁規程別表第1によると、減免基準の明確でない歳入の減免については、部長が専決することができるとされており、また、減免基準の明確な歳入の減免については、課長が専決することができるとされている。

しかしながら、斎場における使用料の減免については、減免に係る要綱等の基準が整備されていないにもかかわらず、課長が専決していた。

使用料の減免については、事務執行の統一性、公平性、明確性等を確保するため、要綱等を整備するなど適正に行われたい。

イ 収入事務の委託に伴う収納金の払込みを適正に行うべきもの（保健福祉局）

予算会計規則第42条第6項によると、収入事務受託者は、収入金を収納したときは、当日又は翌日に歳入徴収者が指示する方法により指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、畜犬登録促進指導等業務委託については、契約書において、受注者が手数料を収納したときは、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないと規定しているにもかかわらず、1か月から2か月程度まとめて払込みを行っている状況が見受けられた。

収入事務の委託に伴う収納金の払込みについては、公金が市民から負託された貴重な財産であることを認識し、適正に行われたい。

ウ 還付未済額の報告を適正に行うべきもの（保健福祉局）

決算の調製に伴い、平成27年5月12日付けで会計室長が依頼した「決算に伴う書類の提出について」によると、歳入歳出決算事項別明細書に記載すべき還付未済額

について、科目、金額を整理し、会計室へ報告することとされている。

しかしながら、墓地管理料については、歳入歳出決算事項別明細書に記載すべき還付未済額があるにもかかわらず、当該科目、金額を会計室へ報告していなかった。

還付未済額の報告については、収入未済額に影響を与えるものであることから、適正に行われたい。

エ 保育料の減免を適正に行うべきもの（稲毛区役所）

保育料減免実施要綱第3条第3項によると、減免申請は、減免対象期間の属する年度内に行わなければならないとされている。

しかしながら、保育料の減免に当たっては、当該減免対象期間の属する年度内に減免申請が行われていないにもかかわらず、減免している事例が見受けられた。

保育料の減免については、要綱に基づき適正に行われたい。

オ 督促状の送達を適正に行うべきもの（稲毛区役所、若葉区役所）

予算会計規則第37条第1項によると、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならないとされている。

しかしながら、生活保護法第63条に基づく返還金及び同法第78条に基づく徴収金の一部の歳入については、債務者から納期限までに納付されていなかったにもかかわらず、督促を行っていない。

督促状の送達については、規則に基づき適正に行われたい。

カ 過誤払いに係る返納金の調定を適正に行うべきもの（若葉区役所）

予算会計規則第26条第3項第1号によると、過誤払いとなった金額等を返納させる場合に、当該年度の出納閉鎖期日までに納入されない当該返納金については、翌年度の歳入として出納閉鎖期日の翌日に調定しなければならないとされている。

しかしながら、心身障害者福祉手当返納金については、翌年度の歳入として4月1日に調定を行っていた。

過誤払いに係る返納金の調定については、規則に基づき適正に行われたい。

（2）支出事務

ア 広告事業に係る歳入歳出の経理処理を適正に行うべきもの（保健福祉局、若葉区役所）

地方自治法第210条によると、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされている。

しかしながら、母子健康手帳別冊作成業務委託及び若葉区若年世代定住化促進リー

フレット製作業務委託については、契約において、広告料を受託者の収入とし、作成費から広告料収入相当額を相殺した額を委託料としているが、相殺額に係る歳入歳出の経理処理が行われていなかった。

広告事業に係る歳入歳出については、総計予算主義の原則により、収入及び支出の実態を把握し、市の事業に係る予算の全貌を明らかにすることが求められることから、適正な経理処理を行われたい。

イ 補助金の交付決定に必要な規定を明確にすべきもの（保健福祉局）

公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱第2条によると、補助対象となる浴場は、入浴料金を物価統制令第4条に規定する統制額の範囲内で営業している公衆浴場で、直近の税務に係る申告書等において、浴場営業に係る経営収支実績に欠損額が生じたものとされている。

また、経営収支実績の欠損額については、補助対象営業経費から入浴料金収入額を控除して算定することとされており、補助対象営業経費は、用水費、燃料費、光熱費、消耗品費、浴場の修繕費、循環ろ過器維持費及びその他浴場経営に必要と認められる経費とされている。

しかしながら、公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱においては、補助対象営業経費のうち、その他浴場経営に必要と認められる経費の範囲が不明確となっている状況が見受けられた。

補助金の交付決定に必要な規定については、要綱により明確に定められたい。

ウ 単価契約に係る支出を適正に行うべきもの（保健福祉局）

動物保護指導センターで使用する医薬材料の購入及び保健所総務課が委託している原爆被爆者定期健康診断に伴う血液検査については、項目ごとに単価を設定し、実績に応じて算出した額を支出する単価契約の方式により支出を行っている。

しかしながら、当該支出については、契約書において単価を定めているにもかかわらず、契約の相手方から、契約書で定めた単価とは異なる単価で請求がなされ、これに基づき支出を行った結果、支出額が過大又は過少となっている事例が見受けられた。

単価契約に係る支出については、契約書と請求書との照合確認を徹底するなど、適正に行われたい。

エ 補償、補填及び賠償金の執行を適正に行うべきもの（稲毛区役所）

「決裁規程の運用について」（副市長依命通達）によると、決裁に至るまでの手続きにおいて、合議を要する事項については、必要に応じて担当課と事前に協議、調整することとされており、別表において、損害賠償に係る支出負担行為については、政策法務課長の合議を要するものとされている。

しかしながら、外部団体が所有する運動用具の修理に係る費用については、法務担当部署との事前協議が行われなかったため、経費の内容が賠償金の性質を有するものであるにもかかわらず、賠償金として処理されていなかった。

補償、補填及び賠償金の執行については、その経費の性質の判断に際し事前協議を行うなど、適正に行われたい。

(3) 契約事務

ア 長期継続契約を適正に行うべきもの（保健福祉局）

地方自治法第234条の3によると、普通地方公共団体は、長期継続契約として、予算で債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり不動産を借りる契約等を締結することができることされており、この場合においては、各年度における経費の予算の範囲内でその給付を受けなければならないとされている。

また、一般的に建物を賃借し、毎年定期に定額の賃借料を支払う場合において、契約に基づく賃借料全額を支払うことを条件に、建物の所有権が無償で譲渡されるという内容の建物賃貸借契約を締結するときは、建物の無償譲渡を受けるため、賃借料を支払うことが義務付けられることから、長期継続契約として取り扱うべきではないとされている。

しかしながら、一部の建物賃貸借契約については、契約により、賃貸借期間終了後、建物を市へ無償譲渡することを条件としているにもかかわらず、長期継続契約として契約を締結していた。

長期継続契約は、各年度における予算の範囲内でその給付を受けることを条件に、債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり契約を締結することができる予算単年度主義の例外であることから、適正に行われたい。

イ 長期継続契約の対象業務を適切に設定すべきもの（稲毛区役所、若葉区役所）

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条によると、長期継続契約を締結することができる契約は、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもの等とされている。

また、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正に伴う運用について」（平成20年12月19日付け財政部長通知）によると、対象外業務は、契約期間中における業務内容が同一でないもの、単発的・臨時的に業務が行われる業務であり、対象となる業務と対象外の業務を併せた契約については、長期継続契約とすることはできないとされている。

しかしながら、稲毛区役所他設備管理業務委託並びに若葉区役所及び若葉保健福祉

センター設備管理業務委託については、長期継続契約の対象となる設備管理業務等と対象外の単発的・臨時的に行われる設備保守点検業務等を併せて長期継続契約を締結していた。

長期継続契約は、各年度における予算の範囲内でその給付を受けることを条件に、債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり契約を締結することができる予算単年度主義の例外であることから、その対象業務を適切に設定されたい。

(4) 財産管理事務

ア 郵券の管理を適正に行うべきもの（保健福祉局）

「郵券の適正管理について」（平成24年3月29日付け会計管理者通知）によると、郵券の管理については、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いを適正に行うこととされており、また、物品取扱員等は、月末に保管する郵便切手と出納簿上の残数が一致していることを確認した上で、所属の物品管理者の確認を受けることとされている。

しかしながら、地域福祉課及び生活衛生課においては、郵券の管理に当たり、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いが適正に行われておらず、通知に基づく物品取扱員等による在庫確認も行われていないものが見受けられた。

郵券の管理については、適正に行われたい。

イ 看護師等修学資金貸与に係る台帳を適正に整備すべきもの（保健福祉局）

債権管理条例第5条によると、債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならないとされている。

また、看護師等修学資金貸与条例第10条によると、市長は、借受人が養成施設を卒業した後、市内に存する500床未満の病院等において看護師等の業務に従事しているときなどの事由が継続する期間については修学資金の返還を猶予することができることとされている。

しかしながら、借受人が市内の病院等を退職するなど、修学資金の返還を猶予することができる事由が継続していないにもかかわらず、貸与に係る台帳において猶予中等と記載されている状況が見受けられた。

看護師等修学資金については、借受人の実態把握に努め、貸与に係る台帳を適正に整備されたい。

ウ 行政財産目的外使用許可を適正に行うべきもの（保健福祉局）

公有財産規則第21条第1項によると、所管課長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者に対して、行政財産使用許可申請書により市長に申請させなければならないとされている。

しかしながら、桜木霊園及び平和公園等においては、バス停留所標識、電柱、電話柱及び公衆電話所の設置のため、行政財産を目的外に使用させているにもかかわらず、相手方から行政財産使用許可申請書により申請させていなかった。

行政財産目的外使用許可については、適正に行われたい。